

令和8年4月採用 静岡市職員採用選考案内

《任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）》

【申込受付期間】 令和7年10月8日（水）～11月5日（水）まで

【選考実施日】 令和7年11月19日（水）

1 選考区分、採用予定人員及び職務概要

選考区分		採用 予定 人員	任用期間	勤務形態	主な職務内容
種類	職種				
任期付 短時間 勤務職員	消費生活 相談員	若干名	3年 (令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで)	週30時間勤務 (週5日勤務)	消費生活センターにおける 消費生活相談業務及び消費 者教育推進業務等 ※パソコンを使った入力作 業あり（メール、インター ネット検索、文書作成等）

（注）採用予定人員については、今後の事業計画等により変更になる場合があります。また、特別な事情がある場合、任用期間を延長することがあります。

（注）選考結果によっては、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

- ★「消費生活相談業務」とは・・・
 - * 消費生活に関する苦情に係る相談対応
 - * 消費生活に関する苦情の処理のための「あっせん」
- ★「消費者教育推進業務」とは・・・
 - * 学校・地域での消費者教育推進のための啓発活動

2 受験資格

次の（１）から（３）までのすべての要件を満たす人

（１）次のいずれかに該当する人

- ・日本国籍を有する人（令和8年3月末までに取得見込みの人を含む。）
- ・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

（２）地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条】

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的知識及び技術を有する者で、消費生活相談業務に5年以上従事した経験がある者（令和8年3月31日までに5年以上となる見込みの人を含む。）（※）

※ 消費生活相談業務に5年以上従事した経験がある者

- ・ 正規職員でなくても、週当たりの勤務時間が30時間であるなど、正規職員と同程度の勤務形態に通算で5年以上勤務していれば従事経験に含みます。
- ・ 合格決定後であっても、職歴証明書等により必要な経験の確認ができなかった場合には、採用されません。

3 選考試験の科目・実施日時・会場・合格発表

日 時	会 場	合 格 発 表
【面接試験】 令和7年11月19日（水）午前 ・ 集合（説明開始） ・ 面接試験 時刻は募集締切り後、受験票にてお知らせします。	静岡市役所静岡庁舎 新館1階 葵区選挙管理委員会室 （静岡市葵区追手町 5番1号）	令和7年12月初旬 合否にかかわらず、 試験受験者全員に郵送 で通知します。（※）

※選考の結果は郵送で通知します。電話での合否の問い合わせにはお答えできません。

4 選考試験の内容・出題分野等

試験の科目	試験の内容
面接試験	人物、識見、職務適性等についての個別面接試験

5 受験手続（申込方法）

受付期間	令和7年10月8日（水）～11月5日（水）まで （令和7年11月6日（木）午前0時以降の入力は無効） ※申込締切日はアクセスが集中し、入力フォームに繋がらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、システムの管理のため一時的に利用できない場合があります。通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込みください。
------	---

申込方法	インターネット(入力フォーム)での申込 必要事項を入力し、提出書類①～③のファイルを添付してください。 ① 受験申込書 ・必要事項を記入の上、顔写真（縦4.0cm×横3.0cm）を必ず貼付してください。 ・写真は申込前6か月以内に撮影したもの（<u>背景白（又は薄い色）</u>、正面、無帽、上半身胸上）。 ・受験申込書の裏面（面接シート）を記載してください。 ②「2 受験資格（3）」にある試験に合格したこと（合格したとみなされたこと）が確認できる資料の写し ③職歴証明書等、消費生活相談業務に5年以上の従事経験があること（見込みを含む。）が確認できる資料の写し ※インターネットのみでの受付とします。 ※提出書類のうち、②合格したとみなされたことが確認できる資料、③消費生活相談業務に5年以上の従事経験があること（見込みを含む。）が確認できる資料が受付期間内に用意できない場合は、事前に御連絡ください。 ※入力完了後、登録いただいたメールアドレス宛に受付完了メールが送付されます。受信確認ができない場合は、生活安全安心課消費生活センターまでご連絡ください。
入力フォーム （申込先）	※URLでの接続も可能です。 https://logoform.jp/form/79j2/1226657 ※パソコン及びスマートフォンでの入力が可能です。
受験票の送付	受験票はメールにて送付予定です。11月12日（水）までに届かない場合は、市民局生活安全安心課消費生活センター（Tel054-221-1054）に電話で連絡してください。

※入力フォームへの入力は必ず本人が行ってください。また、記載事項の不備や添付された書類に不足等があった場合は受理しませんので注意してください。

※入力フォームへの入力内容及び面接時に取得した個人情報、選考及び選考事務以外の目的には一切使用しません。

※申込後に受験を辞退する場合等であっても、入力フォームに入力された内容の消去はいたしかねます。提出された書類は、一切返却しません。

※車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な人は、必ず受験申込時に市民局生活安全安心課消費生活センター（Tel054-221-1054）に電話で連絡してください。

6 合格から採用まで

- （1）合格者に対して就職意向調査、採用前健康診断等を行い、令和8年4月1日に採用します。
- （2）採用前健康診断の結果、傷病等により職務に支障があると認められる場合には、採用予定日が延期されることがあります。
- （3）受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、採用されません。
- （4）受験に必要な資格を取得できない場合は採用されません。
- （5）採用は全て条件付きで、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります（地方公務員法第22条第1項）。

7 給与・勤務条件等

- (1) 給与：5年間の勤務経験ありとした場合の令和7年4月1日現在の初任給（地域手当を含む。）
大学卒業者の方は194,008円、短大卒業者の方は187,878円、高校卒業者の方は179,014円です。
また、このほかに諸手当（期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当）が支給要件に応じて支給されます。
採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- (2) 勤務時間
原則として月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後4時00分まで（1日6時間）
- (3) 休日等
土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 休暇等
年間（4月1日から3月31日まで）20日の年次有給休暇が付与されます。
このほかに、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇等があります。
- (5) 勤務場所
静岡庁舎及び清水庁舎（1年のうち8か月～9か月を静岡庁舎で勤務、残りを清水庁舎で勤務）
※敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）
- (6) その他
社会保険等があります。

8 その他

- (1) 地震、台風などの災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合があります。
- (2) 受験者の都合による日程変更は、理由のいかんを問わずできません。

<選考会場案内>

■交通機関

JR静岡駅から徒歩約10分
静鉄電車「新静岡駅」から徒歩約5分
しずてつジャストラインバス
「県庁・静岡市役所葵区役所」下車



《問合せ先》

静岡市市民局生活安全安心課消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館1階）

電話：054-221-1054 FAX：054-221-1291

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9623/s013030.html>